

意見書（設問別まとめ）

資料 1 - 3

1 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの策定に向けた基本的な考え方

No	意見	提言への反映状況等
1	誰もが予測不可能なコロナ禍3年目となり、人々の生活に大きな影響を与えました。コロナ禍で大きく変化を受けた人、変化の小さかった人など、人々の生活はひとくくりにはできず、更に多様化したと思います。コロナ禍によるそれぞれの「新しい日常」に向けた取り組みが必要と考えます。	P3「社会経済状況の変化」 ③新型コロナウイルス感染症の影響に反映
2	さいたま市は、すでに、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占める超高齢社会を迎えているが、今後も増え続け、20年後には3人に1人が65歳以上となると見込まれている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、従来の様々な活動が停滞し、新しい生活様式が求められるなど、社会環境の変化が生じている。したがって、超高齢社会への対応や人と接触を減らす生活不安対策などについても触れておきたいと思う。	「社会経済状況の変化」 P2①人口・世帯 P3③新型コロナウイルス感染症の影響に反映
3	コロナ禍のもとで顕在化した女性の現状（貧困、自殺率、非正規雇用、家庭生活の役割の不均衡等）	「社会経済状況の変化」 P3③新型コロナウイルス感染症の影響に反映
4	国際社会において、男女格差の是正が著しく遅れている日本の現状（GGGI、Sustainable Development Report 等による評価を見てもわかるとおり）	P1「国際的な動き」に反映
5	デジタル化、産業構造の大きな変化にともなうSTEM分野の重要性の増大	「社会経済状況の変化」 P4④デジタル化社会への対応に反映
6	人生100年時代を見据えた女性の経済的自立の必要性	P14 重点事項④「女性の経済的自立に向けた取組の推進」記載に反映
7	①男女間賃金格差の情報開示、②女性デジタル人材の育成、③法改正と合わせた男性の育休取得の推進等、ジェンダーギャップを解消するための国の施策を踏まえた取組の強化	①P33 目標V_施策の方向「働く場における男女の均等待遇の促進」の視点として反映 ②P34 目標V_施策の方向「女性の経済的自立に向けた取組の推進」の視点として反映 ③P30 目標IV_「男性の家庭生活・地域活動の促進」の視点等として反映
8	計画策定のための背景には、未だ性別役割分担が根強く残っており、若い世代への教育と並行してすぐに性別役割分担の中で生活している人たちにも男女共同参画の必要性・重要性を認識してもらう必要がある。	・P24 目標IIにおける視点として反映 ・「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定
9	性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる社会の実現を目指すという基本理念を引き続き維持し、第4次よりもさらに実現に向けて進んでいくことが望ましい。	現行プランから引き継ぎます。
10	あらゆる分野において誰もが性別を意識することなく活躍できる社会を目指す。	現行プランから引き継ぎます。

1 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの策定に向けた基本的な考え方

No	意見	提言への反映状況等
11	一方からの視方をせずに多方からみることが大切。	現行プランから引き継ぎます。
12	これまでの第1次～第4次のさいたま市「男女共同参画まちづくりプラン」は、平成15年制定のさいたま市「男女共同参画まちづくり条例」第10条第1項に基づくさいたま市の憲法とも言える「さいたま市総合振興計画」の分野別の計画です。また「さいたま市女性活躍推進計画」を包含し、更に「さいたま市DV防止基本計画」との整合性を取りながら策定されていますから、第5次についても基本的な考え方は、第4次までのものを踏襲すべきかと思えます。	現行プランから引き継ぎます。

2 特に力を入れるべき重点施策

<関係法令の整備や社会経済情勢の変化、市民意識調査、年次報告書等から想定される
 現行施策の推進状況と課題は何か>

No	意見	提言への反映状況等
1	2021年ジェンダー・ギャップ指数によれば（対象は世界153カ国）日本は120位で、昨年より1つ順位を上げたが、G7の中で圧倒的に最下位との結果がでています。健康分野・教育分野では識字率・初等教育における男女格差はほとんどなかったが、中等教育（中学校・高等学校）、高等教育（大学・大学院）では男女格差が残っています。政治・経済分野においても改善されているが、ほかの国々が日本以上に男女格差解消のペースを上げているためほかの国より下位になってしまっています。SDGsにも掲げられているジェンダー平等の視点をもつことを重要視する。	P1「国際的な動き」に反映
2	ジェンダー統計の充実、エビデンスに基づく施策	P21 目標Ⅰ_施策の方向「人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究」等に係る視点に反映
3	男女共同参画という概念・意味につき周知をはかっていくべき。市民意識調査では、労働・雇用に関する法令の認知度は低くないものの、より基本的理念である男女共同参画について認知度が低く、理解が進んでいないように思われる。年次報告書からも、周知・発信の方法等が課題であるように記載されている。	P24 目標Ⅱ_施策の方向「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」等に係る視点として反映
4	現行施策の更なる推進に加え、定年退職を迎える高齢者が増える状況であり、家庭生活や地域社会への参加などで弊害とならないよう、高齢者に多い固定的な性別役割分担意識の改善を図る取組。	・P24 目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」に係る視点として反映 ・目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定
5	男性の育児休業取得（長期）を推進する取組の強化・成果の把握	・P30 目標Ⅳ_施策の方向「男性の家庭生活・地域活動への参加の促進」に係る視点として反映 ・目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定
6	①学校における男性教員の育休取得の促進、②女性教員の管理職登用の促進（学校教育は男女共同参画推進の意識醸成の基盤であることから、取組は重要）	※教員を含む「市職員」として反映 ①・P30 目標Ⅳ_施策の方向「男性の家庭生活・地域活動への参加の促進」に係る視点として反映（市が積極的に取り組む旨） ・目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定 ②・P27 目標Ⅲ_施策の方向「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に係る視点として反映、施策の方向を重点事項に設定

2 特に力を入れるべき重点施策

<関係法令の整備や社会経済情勢の変化、市民意識調査、年次報告書等から想定される
現行施策の推進状況と課題は何か>

No	意見	提言への反映状況等
7	男性の家事育児介護への参加の拡大にも意識を払うべき。第4次プランにおいては、重点事項2「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や」重点事項4「女性の経済的自立に向けた取組の推進」など、女性の活躍・進出推進を掲げている。しかし、その方向性のみでは限界があり、性別役割分担からの脱却のために積極的・明示的に男性の家庭での役割拡大も進めていくべきである。第4次プランでは重点事項3「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実」にその視点が組み込まれており、施策の方向等においても対応されているが、重点項目そのものとするべきであると考えます。	・目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定
8	コロナ禍により、非正規雇用の比率が高い女性が経済的に打撃を受けた。非正規の女性のキャリアアップ、人生100年時代を見据えた能力開発の場、女性の経済に対する意識改革が必要と考えます。	・P33 目標Ⅴ_施策の方向「女性の経済的自立に向けた取組の推進」に係る視点として反映、施策の方向を重点事項に設定
9	コロナ禍により、地域、社会への関わり方が変化(リアルで会う機会の減少など)からIT弱者(高齢者等)のリカレント教育の場が必要と考えます。	P37 目標Ⅵ_施策の方向「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」に係る視点として反映 (※高齢者等のデジタル・デバイドを解消の重要性についての言及として)
10	相談者の多様化した問題に対応できる各種の相談窓口の相談者のレベルアップが必要と考えます。	・P37 目標Ⅵ_施策の方向「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」に係る視点として反映、施策の方向を重点事項に設定 ・目標Ⅶ_施策の方向「被害者の早期発見と相談体制の充実」を重点事業に設定
11	テレワークを導入する企業等が急増し、中でも在宅勤務の増加は家庭内での家族、特に夫婦間の共有時間増が生活ストレスを生じている。家庭内でのワーク・ライフ・バランスを実現するため、家族や雇用者などの新しい働き方の意識づくり。	・P30 目標Ⅳ_施策の方向「仕事と生活の両立の促進」に係る視点として反映
12	デジタル人材に関わるジェンダーギャップの解消	P34 目標Ⅴ_施策の方向「女性の経済的自立に向けた取組の推進」に係る視点として反映

2 特に力を入れるべき重点施策

<関係法令の整備や社会経済情勢の変化、市民意識調査、年次報告書等から想定される
 現行施策の推進状況と課題は何か>

No	意見	提言への反映状況等
13	<p>社会経済情勢の今後の変化に着目すると、さいたま市は各市が統合した2001年（平成13年）時点での人口は約103万人であったが、21年経過した2022年（令和4年）8月時点での人口は約134万人と増加し、最近の10年間でも毎年1万人の増加で全国的にみても稀有な人口推移の都市と言えます。しかし、2030年（令和12年）をピークに人口減少となる予測がされています。このような人口推移の現実を見据えながら、「人生100年時代」と言われ、ますます長寿社会が進む中、裕福か貧困、障害の有無、LGBTQに考慮しつつ「安全安心で暮らせるまちづくり」を中心的な課題とすべきと考えます。</p>	<p>・目標VI「だれもが安心して暮らせるまちづくり」で取組を推進していく。</p>
14	<p>教育は、男女共同参画社会の基盤を形成するうえで重要であるため、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」について引き続き重点事項とすべきと考えます。</p>	<p>・目標II_施策の方向「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」を重点事項に設定</p>

3 計画の目標及び施策の体系

(1) 計画の目標の見直しについて

< 条例第3条（第1項から第6項）を踏まえ、現行計画では7つの基本目標を設定 >

No	意見	提言への反映状況等
1	条例第3条第6項の「男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行わなければならない。」という基本目標を各目標全体に掛かる形で、文字として盛り込むことが必要だと思います。*なお、「施策の方向」Iの2には「国際的規範・基準」との語は、部分的に使われています。	・P17 計画の目標で、事業の国際的協調の下での推進を含む6つの基本目標等に基づき、計画の目標を定め、施策・事業に取り組んでいく旨記載
2	基本的に目標を見直す必要は感じられない。ただし、「平等」を基本理念としながら、暴力については女性に対するもののみ限定しているところは問題を感じる。特に、暴力はいかなる場合でも許されないものであるから、男性への暴力根絶も必須である上、それを排除することに格別の意義・メリットはないように思われる。	・「あらゆる暴力のないまちづくり」に変更 ・目標VII_施策の方向「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」に変更
3	VII女性に対する暴力のないまちづくり 男性から女性へ対しての暴力・強要が多いことは理解しているが、少なからず逆もあり、男性の方が事例が少ないこと、相談する相手や機会が女性より少ないこと、男性が受ける暴力は目に見えないことが多いことなどから心に負う傷が根深くなってしまうのではないかと推測する。このようなことから、性別を意識することなく全ての暴力をなくす…前回の目標設定の経緯を存じ上げていませんが、「女性に対する」は除いてもいいのではないかと思います。	
4	一人一人が、人生100年時代を充実して生きるために、キャリア&ライフプランを考えることの推進が必要と考えます。	・P24目標II_施策の方向「男女共同参画を推進する教育・学習」、P33目標V_施策の方向「女性の経済的自立に向けた取組の推進」等に係る視点として反映
5	リカレント教育の場の推進が必要と考えます。	・P33 目標V_施策の方向「働く場における男女の均等待遇の促進」、「女性の経済的自立に向けた取組の推進」等に係る視点として反映
6	さいたま市民の当事者意識の啓蒙も必要と考えます。	・各目標の分野で各種啓発を推進していく

3 計画の目標及び施策の体系

(2) 施策の方向等の見直しについて

< 現行計画では7つの基本目標に、21の施策の方向、48の基本的施策を定めている >

No	意見	提言への反映状況等
1	DVについては、加害者へのフォローも意識すべきである。日本では、被害者が避難するという対応のみが一般化しており、根本的な解決を図れていない。暴力をやめたくてもやめられない加害者もあり、被害者と同時に扱っていかねばならない。加害者相談やカウンセリング支援など。	<ul style="list-style-type: none"> ・目標Ⅶ_施策の方向「ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発」の中で取組の推進を図りたい。 ・P40 同施策の方向に係る視点として反映。 ※加害者プログラムについては、令和4年度に国において、「試行のための留意事項」が策定、令和5年度には「本格実施のための留意事項（仮称）」が策定される予定。
2	官民連携で、協力し合って取り組むことが課題解決の可能性が高まると思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策ごと視点に適宜反映する
3	一般行政職及び教員の男女共同参画に関わる意識醸成のしくみづくりの明文化	<ul style="list-style-type: none"> ・P21 目標Ⅰ_施策の方向「人権尊重・男女平等意識の啓発」に係る視点として反映
4	男性の育休取得の促進強化のしくみの明文化	<ul style="list-style-type: none"> ・P30 目標Ⅳ_施策の方向「仕事と生活の調和の推進」に係る視点として反映 ・目標Ⅱ_施策の方向「男性にとっての男女共同参画の推進」を重点事項に設定
5	学校教育等において「人権教育の推進」等、取組を人権教育としてまとめてしまうと、男女共同参画の取組が不明確になるため、明文化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する部分としては、施策の方向で、目標Ⅱ_施策の方向「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」としている。 ・計画策定時の推進事業の設定の際も、留意する。
6	労働における男女格差の是正に関する取組の強化	P33 目標Ⅴ_施策の方向「働く場における男女の均等待遇の促進」に係る視点として反映
7	[施策の方向]Ⅲの1「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の[基本施策]中、①「行政・審議会等への女性の積極的採用」の次に②として「女性職員管理職への登用促進」、③として「市の女性職員の職域拡大」を加え、現行②「事業者・団体による取組の促進」を④とする。※この分野の目標達成は、十分とは言えないため、[基本施策]例示としても、掲載した方が良いと思われるため。	現行計画の基本施策の①「行政・審議会等への女性の積極的登用」の「行政」の部分でご指摘の部分についても明示的になっていると考えるため、細分化せず、現行のままとさせていただきたい。
8	目標Ⅵの施策の方向「性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり」について「性と生殖～」とした方が良いのではないか。	「性と生殖に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり」に変更
9	その他の施策の方向や基本施策については、大枠として異論はない。	—

4 数値目標の設定

< 具体的な数値を用いた目標設定はどのようなものが必要か（現行計画69項目） >

No	意見	提言への反映状況等
1	<p>全体的に、指標項目・数値目標が適切であるか疑問がある（あるいは不明である）ものが複数含まれているのではないか。例えば、「人権」を目標項目としても、男女共同参画に関しては不明。講座は「満足度」を図ることでよいのか（満足度と実効性はあまり関連がないのでは）。「啓発活動実施数 目標年3回」の妥当性がよくわからない（回数の設定が適切か、効果がある実施をしているのか等が不明）等。</p>	<p>P18 「6 推進事業・数値目標の設定」において、意見を踏まえ、下記のことを留意する旨、記載。</p> <p>○計画における推進事業や数値目標の設定においては、提言書における各目標や各施策の方向性に係る視点を十分意識し、各分野の課題や目指すべき方向性を踏まえたうえで適切な設定を行う。</p> <p>○数値目標の設定においては、事業の成果を男女共同参画の観点から把握できるような適切な指標の設定を行うとともに、現状と今後の見通しや、事業の実施により得られる効果を踏まえた適切な数値を設定する。</p>
2	<p>これまでの蓄積した数値情報などとポストコロナを踏まえて、根拠ある数値目標設定が必要と思います。</p>	
3	<p>各々が目標を個別に設定しているように思われるが、目標達成の困難性やその原因を把握し、より効率的に男女共同参画社会が実現されるよう、可能な限り関連事項の目標と連動させて設定していくのが望ましい。</p>	
4	<p>各事務事業の目標設定は、当該事業を所管する部所が、事業の目的達成のため様々な視点から最も効果的な成果目標の数値を決定しているものと考えられるが、できるだけ男女共同参画の視点に立った目標設定を含めてほしい。</p>	
5	<p>高く目標を掲げることは簡単だが、ハードルばかりあげるのではなく手の届く範囲での目標設定も時には必要。</p>	
6	<p>数字で表すことで諮れることばかりではないので難題。</p>	

4 数値目標の設定

< 具体的な数値を用いた目標設定はどのようなものが必要か（現行計画69項目） >

No	意見	提言への反映状況等
7	「女性教委職員の管理職登用促進」について、校種別（小学校・中学校別）・職位別（校長・教頭別）に数値を把握・公表する。	個別の数値目標については、計画策定の際にできる限り計画に反映できるよう務めます。
8	男性の育休取得率について、教員の取得率も把握・公表する。	
9	一般行政職、教員に対する男女共同参画に関する研修を徹底できるようなしくみと指標・評価が必要ではないか。	
10	69項目の中で可能な項目について、現状値と目標値に至る考え方（文章や簡単な数式など）の欄をすぐ下の部分に設けると分かり易いと思います。	統一的な表記が望ましいと考えるが、すべての数値目標について対応が難しいため、目標設定の際のプロセスの一部として所管課で検討できるよう数値目標を設定する際の様式等への反映を検討していきたい。

5 その他（要望・意見等）

No	意見	提言への反映状況等
1	<p>事実婚状態にない交際相手からのデートDVについては、DV防止基本計画の対象外となっているが、同計画において対象外とするのであれば、本第5次プランにおいてしっかり手当てすることができているかも確認されたい。</p>	<p>目標VII_施策の方向「ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発」における事業として現行計画から引き続きデートDVの防止・啓発に関する事業を実施する予定です。</p>
2	<p>第4次プラン「6関係法令」のように、制定された年を元号表記することが法律事項であるため仕方ないのですが、その他プラン中の全ての文書や文中の年月日について、元号表記の後か中に必ず西暦の年を加えた方が良くと思います。</p>	<p>元号表記には西暦表示を合わせて表記します。</p>
3	<p>外部評価のヒアリングの際に、所管課の担当者のなかには、当該事業において、男女共同参画の視点に立った取組とは何かについて理解が不十分な場合が多々あると感じています。人権政策・男女共同参画課がしっかりと主導して、市役所全体に横串を通し、各所管課における当該事業における男女共同参画の推進について、共通理解を図りながら、計画・実行・評価を進められるようにしていただきたいと思います。</p>	<p>職員研修や、男女共同参画推進本部会議、計画の策定・進行管理等を通じて、市役所内での男女共同参画の視点に立った取組の促進に努めます。</p>
4	<p>少子高齢化、人口減少、人手不足、介護問題、人生100年時代・・・等々の予測できることへの対策から、予測不可能なことへの対応を講じて、誰もが幸福を実感できるさいたま市になることを目指して、第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン策定が出来ればと思います。</p>	<p>—</p>
5	<p>専門知識が全くなく、一個人の意見を述べさせていただきます。行政がすべての市民に対し多方へ目を向ける事、偏りない社会にすることは容易なことではないが、そんな中でも人権が尊重される平等が保たれる環境作りを期待いたします。</p>	<p>—</p>